

「特定個人情報保護評価指針の解説」の更新

今般、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号。以下「改正戸籍法」という。）の一部が令和4年1月11日に施行されたことに伴い、下記のとおり、特定個人情報保護評価指針の解説（以下「指針の解説」という。）を更新しましたので、お知らせいたします。

記

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正への対応

改正戸籍法により、番号法第9条第3項が新設され、現行の第9条第3項以下が1項ずつ繰り下げられたことに伴い、指針の解説の第4の1の記載について、「第9条第3項から第5項まで」を「同条（第9条）第3項から第6項まで」に変更した。

- その他、記載内容の時点更新等所要の変更を実施

以上